



2024年4月17日

各 位

会社名 株式会社 アダストリア
代表者 代表取締役社長 木村 治
(コード番号2685 東証プライム市場)
問合せ先 上席執行役員 岩越 逸郎
管 理 本 部 長
(TEL: 03-5466-2060)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年より導入している取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対する「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」という。）の一部改定を、2024年5月23日開催予定の第74回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、2024年2月16日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、本株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することいたしました。これに伴い、本制度についても、既存の報酬枠に代えて、移行後の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「対象取締役」という。）に関する議案を本株主総会に付議する予定です。

記

1. 本制度改定の理由

本制度改定は主として監査等委員会設置会社への移行に伴うものでありますが、今後のビジネスの変革と企業価値の持続的な向上の促進に必要なインセンティブである役員報酬制度の見直しを行ったことにより、当社が対象取締役への報酬として拠出する金員の上限及び対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限の改定を併せて行うものであります。

2. 本制度改定後の内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、連続する3事業年度（2024年2月末日で終了する事業年度から2026年2月末日で終了する事業年度とし、以下「対象期間」といい、対象期間内の各事業年度を「評価対象事業年度」という。）における役位及び業績達成度に応じて、当該信託を通じて対象取締役に対して当社株式及び当社株

式の換価処分代金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は対象期間ごとに合計 2,250 百万円を上限とする金員を、対象取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託期間 3 年間（以下「本信託」という。）を設定いたします。

なお、対象期間の満了時において、対象期間の延長を取締役会の決議により決定した場合には、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、今回の対象期間と同一期間だけ対象期間を延長し、本信託の信託期間も 3 年間延長するものとします。当社は、延長された対象期間ごとに、合計 2,250 百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された対象期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続し、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は 2,250 百万円の範囲内とします。

(3) 対象取締役が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、各事業年度の役位ならびに各評価対象事業年度の売上高の昨対比、営業利益率の目標値に対する達成度及び株価評価指標としての当社株主総利回り（Total Shareholder Return。以下「TSR」という。）と東証株価指数（TOPIX）の成長率との比較結果に従って付与されるポイントに基づき算出され（※）、対象取締役の退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。なお、1 ポイント当たり 1 株とし、本信託に属する当社株式が株式分割、株式無償割当、株式併合等によって増加または減少した場合、当社はその増加または減少の割合に応じて、1 ポイント当たりに交付等が行われる当社株式の数を調整します。

本信託により対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の総数は、1 年当たり 208 千株を上限とします。

（※）各評価対象事業年度の売上高の昨対比、営業利益率の目標値に対する達成度及び TSR と東証株価指数（TOPIX）の成長率との比較結果に応じて、0～200%の範囲で変動します。

(4) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した対象取締役は、原則、取締役を退任したときに、所定の受益権確定手続きを行うことにより、上記(3)に基づき算出される累積ポイントに基づいた数の当社株式等の交付等を受けるものとします。なお、信託契約の定めに従い、累積ポイントに対応する当社株式の 50%（単元未満株式は切り捨て）の交付を受け、残りの株式については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭が給付されます。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(6) その他本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加
拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上